

別記第5号様式(第11条関係)

**指名停止措置の概要**

1 指名停止措置業者

(1) 商号又は名称 (株)ふじたプリント社

(2) 代表者氏名 藤田 信昭

(3) 住所 所 周南市大字久米3918番地

2 指名停止措置期間 令和7年11月18日～令和8年2月17日(3箇月)

3 事案の概要

市が行う業務委託の契約において、落札しても契約を締結しなかったことは、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるため。

当該業者は、令和7年10月23日に執行した、市県民税データ入力業務の入札において、落札決定を受けたにもかかわらず、契約を辞退した。

4 指名停止措置理由

周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領別表2措置基準の24「契約締結拒否」に該当する。

<指名停止措置要領別表2>

措置要件	期間
(契約締結拒否) 24 物品調達等又は業務委託の契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。	事実を認定し、指名停止を決定した日から 3箇月以上 9箇月以内

問い合わせ先 周南市 財政部 契約監理課 電話 0834-22-8234